１．総　説

上場会社は、金融商品市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能を適切に発揮する観点から、企業行動に対して適切な対応をとることを求められており、上場規程において企業行動規範が制定されています。

企業行動規範は、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対する要請事項を明示し努力すべき事項を明らかにする「望まれる事項」により構成されており、「遵守すべき事項」に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求又は特別注意銘柄への指定など所定の措置の対象となります。

上場会社は、企業行動規範の目的である株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場の実現という趣旨を十分にご理解いただき、上場規程に基づく上場会社の義務として、十分な対応を講ずるようにしてください。

〔企業行動規範の構成〕

○遵守すべき事項

・第三者割当に係る遵守事項
・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止
・ＭＳＣＢ等の発行に係る遵守事項
・書面による議決権行使等の義務
・上場外国会社における議決権行使を容易にするための環境整備
・独立役員の確保義務
・コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
・会社情報の英文開示
・取締役会、監査役会、監査等委員会又は指名委員会等、会計監査人の設置義務
・社外取締役の確保義務
・会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任義務
・業務の適正を確保するために必要な体制整備
・買収への対応方針の導入に係る遵守事項
・ＭＢＯの開示に係る遵守事項
・支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
・内部者取引の禁止
・反社会的勢力の排除
・流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

○望まれる事項（努力すべき事項）

・望ましい投資単位の水準への移行及び維持
・コーポレートガバナンス・コードの尊重
・取締役である独立役員の確保
・独立役員が機能するための環境整備
・独立役員等に関する情報の提供
・女性役員の選任
・英文開示の拡充
・議決権行使を容易にするための環境整備
・無議決権株式の株主への書類交付
・内部者取引等の未然防止に向けた体制整備
・反社会的勢力排除に向けた体制整備等
・会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備
・決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

〔上場外国会社等の取扱い〕

・　上場外国会社に対する企業行動規範の適用にあたっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

２．遵守すべき事項

（１）第三者割当に係る遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、①希薄化率が２５％以上となるとき又は②支配株主が異動することになるときは、原則として、ａ．経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、ｂ．当該割当に係る株主総会の決議などの株主の意思確認の手続きを経ることが義務付けられています。ただし、例えば、資金繰りが急速に悪化してａ．又はｂ．の手続きを行うことが困難であるなど、緊急性が極めて高い場合は、例外的に当該手続きを不要とすることとしています。

【上場規程第４３２条、施行規則第４３５条の２第３項】

詳細は、【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項等】を参照してください。

（２）流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行うことが禁止されています。

例えば、１株あたりの株価が１００円未満となることが見込まれる株式分割については、当該禁止規定に反するおそれがあることから、当取引所からその理由等について慎重に確認します。

【上場規程第４３３条】

〔留意事項〕

東証は、上場会社について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」場合には、その上場を廃止するものとしています。

【上場規程第６０１条第１項第１５号】

○　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合

上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものに限る。）を行った場合は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているものとして、その上場を廃止することとしています。

【施行規則第６０１条第１２項第７号】

（３）ＭＳＣＢ等の発行に係る遵守事項

上場会社は、ＭＳＣＢ等を発行する場合には、ＭＳＣＢ等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。また、上場会社は、企業行動規範に基づき、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると東証が認める行為を行うことが禁止されています。

【上場規程第４３４条】

詳細は、【ＭＳＣＢ等の発行に関する実務上の留意事項】を参照してください。

（４）書面による議決権行使等の義務

上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、会社法第２９８条第１項第３号に掲げる事項（※）を定めることが義務付けられています。ただし、株主の全部に対して会社法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、当該義務違反とはなりません。

【上場規程第４３５条】

（※）「株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨」

（５）上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備

上場外国会社（その発行する上場外国株券等が東証を主たる市場とする上場外国会社に限る。）は、株主総会の招集をする場合には、日本語で記載された指図書（＊１）及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類（＊２）を、原則として、当該株主総会の日の２週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送することが義務付けられています。なお、適用に当たっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしますので、取扱いその他については東証まで相談してください。

（＊１）外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うための書面をいう。
（＊２）議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。

【上場規程第４３６条】

（６）独立役員の確保

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第２条第１５号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第５号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第２条第１６号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を１名以上確保することが義務付けられています。

【上場規程第４３６条の２】

なお、上場内国会社は、独立役員に関して記載した東証所定の「独立役員届出書」を東証に提出することが義務付けられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の２週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を東証に提出することが義務付けられています。

【施行規則第４３６条の２】

詳細は、【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】を参照してください。

（７）コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明

上場内国会社は、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明すること（コンプライ・オア・エクスプレイン）が義務付けられています。これは、コードの各原則を実施することを一律に義務付けるものではなく、コードの各原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことが想定されているものです。

「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲は、上場会社の市場区分ごとに、以下のとおり定めています。

スタンダード市場及びプライム市場の上場内国会社：　　基本原則・原則・補充原則
グロース市場の上場内国会社：　　基本原則

【上場規程第４３６条の３】

「コーポレートガバナンス・コード」の詳細については、【コーポレートガバナンス・コード】を参照してください。コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出時期や記載方法については、「第５編〔４〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

（８）会社情報の英文開示

プライム市場の上場内国会社は、決算情報及び適時開示情報（上場会社が投資判断に及ぼす影響を踏まえてＴＤｎｅｔを利用して任意で開示する適時開示情報を含む。）について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うことが義務付けられています。ただし、英語による開示を同時に行おうとすることにより、日本語による開示の遅延が生じる場合にはこの限りではありません。

義務付けられる英語による開示については、日本語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りるものとしており、また、ＴＤｎｅｔを利用して行うものとしています。

【上場規程第４３６条の４】

英語による開示を同時に行おうとすることにより、日本語による開示の遅延が生じる場合とは、例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合をいいます。この場合、日本語による適時開示自体が遅延することがないよう、まずは日本語による開示を優先し、その同日中に英語による開示を行ってください（日本語による開示の一部又は概要でも可)。

※夜間・休日における開示手続き等の詳細は、上場会社ナビに掲載しています。

なお、英文開示については、日本語の開示の参考訳との位置付けとし、万が一正確性に問題があったとしても規則違反とはみなさないこととしています。一方で、英文の同時開示を実施しなかった場合は、その経緯・原因等に応じて、公表措置等の対象となる場合があります。

（９）上場内国会社の機関

上場内国会社は、以下に掲げる機関を置くことが義務付けられています。

（１）取締役会
（２）監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等をいう。）
（３）会計監査人

【上場規程第４３７条】

(10) 社外取締役の確保

上場内国会社は、社外取締役（会社法第２条第１５号に規定する社外取締役をいう。）を１名以上確保することが義務付けられています。

【上場規程第４３７条の２】

これは、一般株主保護の観点から全ての上場内国会社に社外取締役の確保を求めるものであり、社外

取締役の選任状況については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における記載事項にもなります。コーポレート・ガバナンスに関する報告書の詳細については、「第５編［４］コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

(11) 公認会計士等

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

また、四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等について公認会計士等による期中レビューを受ける場合にも、当該上場会社の会計監査人を当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

【上場規程第４３８条】

(12) 業務の適正を確保するために必要な体制整備

上場内国会社は、当該上場会社の取締役又は執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第３６２条第４項第６号、同法第３９９条の１３第１項第１号ハ又は同法第４１６条第１項第１号ホに規定する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用することが義務付けられています。

例えば、取締役会において決定された方針どおりに組織体制の構築や社内規則の整備がなされていない事実や、方針どおりに組織体制や社内規則が運用されていない事実など上場会社において会社法上の内部統制システムの構築及び運用に不備のある事実が判明した場合であって、その程度が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼確保の見地から看過することができないと当取引所が認めるときは、当取引所の上場会社に求められる内部統制システムが適切に構築及び運用されていなかったものとして、改善報告書などの上場規程に定める措置を講ずることとなります。

東証が、平時や個別の不祥事の都度、上場会社の内部統制システムの構築・運用状況を調査・モニタリングすることは想定しておりません。また、例えば会社法上の内部統制システムの運用状況などについて、コーポレート・ガバナンス報告書などにおいて、上場会社による追加的な開示を求めるものではありません。

【上場規程第４３９条】

(13) 買収への対応方針の導入に係る遵守事項

上場会社は、買収への対応方針を導入（買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。）する場合は、以下に掲げる事項を遵守することが義務付けられています。

（１）開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

（２）透明性

買収への対抗措置の発動（買収への対抗措置を実行することをいう。以下同じ。）及び廃止（発動された買収への対抗措置を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

（３）流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

（４）株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

【上場規程第４４０条】

詳細は、【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】を参照してください。

(14) ＭＢＯ等の開示に係る遵守事項

上場会社は、ＭＢＯ等（公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主その他施行規則で定める者による公開買付け。）に関して意見表明等を行う場合は、適時開示を必要かつ十分に行うことが義務付けられています。

【上場規程第４４１条、第４４１条の２】

〔ＭＢＯ等の開示に係る適時開示実務上の取扱い〕

ＭＢＯ等に関して意見表明等を行う場合の実務上の取扱い等については、「第２編第１章　12．公開買付けに関する意見表明等」を参照してください。

(15) 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項

支配株主を有する上場会社は、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定をする場合には、当該決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【上場規程第４４１条の２、施行規則第４３６条の３】

なお、「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。

【上場規程第２条第４２号の２、施行規則第３条の２】

詳細は、【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。

(16) 内部者取引の禁止

上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引（＊）を行わせてはならないこととしています。

（＊）金商法第１６６条及び第１６７条によって禁止される取引をいう。以下同じ。

【上場規程第４４２条】

なお、このほか、「望まれる事項」として「内部者取引等の未然防止に向けた体制整備」を定めています。「３．(10) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備」も併せて参照してください。

(17) 反社会的勢力の排除

上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項目において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
  - ａ．上場会社
  - ｂ．上場会社の親会社等
  - ｃ．上場会社の子会社
  - ｄ．上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【上場規程第４４３条、施行規則第４３６条の４】

なお、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして上記の禁止されている関係を有している事実が判明した場合において、その実態が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【上場規程第６０１条第１項第１９号、施行規則第６０１条第１６項、同第４３６条の４】

このほか、「望まれる事項」として「反社会的勢力排除に向けた体制整備等」を定めています。「３．(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等」も併せて参照してください。

(18) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

上場会社は、企業行動規範上の「遵守すべき事項」に個々に掲げられた事項に加えて、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると東証が認める行為を行うことが禁止されています。

【上場規程第４４４条】

これは、企業行動規範の「遵守すべき事項」に関するいわゆるバスケット条項として定められているものであり、「遵守すべき事項」として個別に掲げる事項に加え、企業行動規範の趣旨に照らしてそれに準じる行動についても禁止するものです。

３．望まれる事項

（１）望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等

上場内国会社は、投資単位が５０万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努力することとされています。

【上場規程第４４５条関係】

東証は、安定的で活力ある株式市場の確立に向けて幅広い投資者層、とりわけ多様な投資判断を有する個人投資者層の参入が必要かつ不可欠であるとの観点から、株式投資単位の引下げに関する施策を推進しています。投資単位の引下げは、個人投資者層の株式市場への参入を促し、ひいては我が国金融商品市場の活性化・直接金融の拡大に向けた基盤づくりに繋がるものと考えられています。

株式の投資単位とは、株式投資を行うために最低限必要な投資金額を表す言葉で、株価と売買単位（一単元の株式の数）で決まります。投資単位引下げは、「株式の分割」の方法により行われます。「株式の分割」とは、従来の１株を２株や３株に分割する方法で、分割後の１株あたりの株価を引き下げることにより、投資単位を引き下げる方法です。

投資単位が高い水準にある上場会社においては、投資単位の引下げに向けて、「株式の分割」の実施をご検討ください。

〔投資単位の引下げに関する開示義務〕

上場内国会社は、上場内国株券の最近の投資単位が５０万円以上である場合は、事業年度経過後３か月以内に、５０万円未満の水準へ移行するための投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示することが義務付けられています。詳細は、「第２編第５章１．投資単位の引下げに関する開示」を参照してください。

【上場規程第４０９条、施行規則第４０９条】

なお、当該開示を行う前に、上場会社が「株式の分割」を行うことを決定し、投資単位が５０万円未満となることが見込まれる場合には、当該開示は不要となります。

（２）コーポレートガバナンス・コードの尊重

上場会社は、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされています。

【上場規程第４４５条の３】

「コーポレートガバナンス・コード」の詳細については、【コーポレートガバナンス・コード】を参照してください。

（３）取締役である独立役員の確保

上場内国会社は、取締役である独立役員を少なくとも１名以上確保するよう努めることとされています。

【上場規程第４４５条の４】

（４）独立役員が機能するための環境整備

上場内国会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めることとされています。

【上場規程第４４５条の５】

この規定により上場会社に具体的な行為を義務付けるものではありませんが、東証の「独立役員に期待される役割」において例示されている「独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保など」といった施策を、各上場会社の自主的な対応として実施していただくことが考えられます。なお、本規定の意図する所は、独立役員に対象を限定した特別なサポート体制を整備することに限られるものではありません。例えば、独立役員を含む取締役会・監査役会全体に対するサポート体制の整備を通じて、規定の趣旨を実現するといった対応も考えられます。

（５）独立役員等に関する情報の提供

上場内国会社は、独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報を、株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めることとされています。

【上場規程第４４５条の６】

この規定により上場会社に具体的な行為を義務付けるものではありませんが、例えば、以下のような対応を実施していただくことが考えられます（以下はあくまでも一例であり、これらに限られるものではありません）。

a　株主総会参考書類の役員選任議案の、個々の社外役員の「その者を社外取締役候補者とした理由」又は「その者を社外監査役候補者とした理由」を記載する箇所に、以下のような事項を記載する。
・当該社外役員を独立役員として指定する旨又は既に指定している旨
・当該社外役員が属性情報の記載事項に該当している場合には、その旨及びその概要

b　事業報告の「会社役員に関する事項」の一覧表中や欄外の記載において、独立役員に指定されている社外役員を明示する。

（６）女性役員の選任

プライム市場の上場内国会社における女性役員の選任について、以下の「プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標の設定等」のとおり定めています。

プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標の設定等

１．２０２５年を目途に、女性役員を１名以上選任するよう努める。
２．２０３０年までに、女性役員の比率を３０％以上とすることを目指す。
３．当取引所は、上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。

※上記の女性役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者を含むことができる。

【上場規程第４４５条の７、上場規程別添２】

（７）英文開示の拡充

プライム市場の上場内国会社は、「遵守すべき事項」として定めている決算情報及び適時開示情報の英文開示の義務（詳細は「２．（８）会社情報の英文開示」を参照してください。）のほか、会社情報の開示又は提供を日本語により行う場合（公衆の縦覧に供される場合を含む。）には、可能な限り、これと同時に同一の内容の開示又は提供を英語により行うよう努めることとされています。

【上場規程第４４５条の８】

なお、上記で努力義務の対象としている「会社情報」とは、投資家が、リアルタイムの投資判断のほか、中長期的な企業分析や議決権行使などにおいて重要と考えるすべての開示情報を意味します。

（８）議決権行使を容易にするための環境整備

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として以下の事項を行うよう努めることとされています。

（１）定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。

（２）株主総会の招集の通知を会社法第２９９条第１項に規定する期日よりも早期に発送すること。

（３）次のａからｆまでに掲げる事項に係る情報を、株主総会の日の３週間前の日よりも前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置く又は有価証券報告書に記載し電子開示手続により当該有価証券報告書を提出すること。

ａ　会社法第２９８条第１項各号に掲げる事項

ｂ　会社法第３０１条第１項に規定する株主総会参考書類又は施行令第３６条の２第１項に規定する参考書類に記載すべき事項

ｃ　会社法第３０５条第１項の規定による請求があった場合は、同項の議案の要領

ｄ　定時株主総会の場合は、会社法第４３７条に規定する計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

ｅ　定時株主総会の場合は、会社法第４４６条第６項に規定する連結計算書類に記載され、又は記録された事項

ｆ　ａから前ｅまでに掲げる事項を修正した場合は、その旨及び修正前の事項

（４）前号ａからｃまで及びｆに掲げる事項（同号ｆに掲げる事項にあっては、同号ａからｃまでに掲げる事項に係るものに限る。）を要約したものの英訳（プライム市場の上場内国会社にあっては、同号ａからｆまでに掲げる事項の英訳）を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

（５）電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。

（６）その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

【上場規程第４４６条、施行規則第４３７条】

なお、東証では、株主の議決権行使環境の改善策の一環として、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」への参加を紹介しています。上記プラットフォームへの上場会社の積極的な参加は、株主総会という機会をとらえて国内・海外の投資家と発行会社とのコミュニケーションを充実させ、投資家自らの権利を適確かつ迅速に行使できる環境を提供するものであり、その上場会社に対する市場からのより大きな信頼の獲得につながるものと考えます。未参加の上場会社の皆様においては、同プラットフォームへのご参加をご検討ください。

（９）無議決権株式の株主への書類交付

上場無議決権株式の発行者は、議決権付株式の株主に対して株主向け書類（議決権行使書面及び委任状を除く。）を交付した場合、速やかにこれを当該上場無議決権株式の株主にも交付するよう努めることとされています。

【上場規程第４４７条】

(10) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備

上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引及び金商法第１６７条の２の規定により禁止される行為の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めることとされています。

また、体制の整備の一環として、Ｊ－ＩＲＩＳＳ（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システ

ム）への情報の登録を行うよう努めることとされています。

【上場規程第４４９条】

体制の整備として、具体的には、社内規程を整備するとともに役職員への周知徹底を図ることや、役職員向けの研修を定期的に実施することなどの対応が考えられますが、各社の実態・実情に即した実効性のある未然防止体制を構築されることが望まれます（自主規制法人（売買審査部）におきまして、ご相談を受け付けています。）。

なお、このほか、「遵守すべき事項」として「内部者取引の禁止」を定めています。「２．(16) 内部者取引の禁止」も併せて参照してください。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等

上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めることとされています。

【上場規程第４５０条】

このほか、「遵守すべき事項」として「反社会的勢力の排除」を定めています。「２．(17) 反社会的勢力の排除」も併せて参照してください。

(12) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めることとされています。

【上場規程第４５１条】

(13) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

上場会社は、上場規程第４０４条（決算短信等）の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めることとされています。

【上場規程第４５２条】

４．企業行動規範に係る報告義務

上場会社は、以下に掲げる場合に該当したときは、東証に報告することが義務付けられています。

- 上場内国会社が書面による議決権行使等、独立役員の確保、上場内国会社の機関、社外取締役の確保、公認会計士等、業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る企業行動規範のいずれかに違反した場合
- 上場内国会社が会社法第３３１条（取締役の資格等）、第３３５条（監査役の資格等）、第３３７条（会計監査人の資格等）又は第４００条の規定（委員の選定等）に違反した場合
- 上場外国会社が議決権行使を容易にする環境整備に係る企業行動規範に違反した場合

【上場規程第５０８条第２項関係】

５．企業行動規範違反への対応

上場規程では、企業行動規範の「遵守すべき事項」の違反行為などに対して、違反行為の公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定など、その実効性を確保するための措置を講ずることができることを定めています。

【上場規程第５０３条～第５１０条】

詳細は、「第２章　上場会社に対する自主規制の概要」を参照してください。